

債権流動化における劣後受益権の収益配当金に係る会計処理と

法人税法 22 条 4 項

(東京高裁平成 26 年 8 月 29 日)

第 59 回 2015 年 (平成 27 年) 4 月 3 日

発表 長島 弘

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

債権流動化における劣後受益権の収益配当金に係る会計処理と法人税法 22 条 4 項
(東京高裁平成 26 年 8 月 29 日¹)

東京地裁平成 24 年 11 月 2 日²税務訴訟資料 第 262 号-238 (順号 12088)

立正大学法学部准教授 長島弘

はじめに

債権流動化における劣後受益権の収益配当金に係る会計処理について、金融商品会計実務指針に従った会計処理が法人税法 22 条 4 項に定める「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」ではないとされ、争われた事案がある。第一審においてはこの金融商品会計実務指針に従った会計処理が「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」ではないとされたのであるが、控訴審においては「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に合致するものとして原判決を取り消した。そこで、この事案の第一審と控訴審の判断の相違の点から「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」とは何かという点を検討したい。

I. 事案の概要

本件は、銀行業務や信託業務等を目的とする株式会社である控訴人（原告（オリックス銀行）。以下「X」という。）が、その保有する住宅ローン債権につき、控訴人を委託者、住友信託銀行株式会社（以下「A 銀行」という。）を受託者とする信託契約を締結して信託譲渡し、これにより、信託受益権として、優先的に元本が償還される優先受益権と優先受益権の元本が全額償還された後に元本が償還される劣後受益権を創設して、優先受益権は投資家に売却、あるいは第三者を経由して投資家に売却するとともに、劣後受益権は控訴人が保有することとした上で、控訴人は、劣後受益権の保有につき、金融商品会計に関する実務指針（日本公認会計士協会・会計制度委員会報告 14 号。以下「金融商品会計実務指針」という。）105 項の適用があるとして、劣後受益権による収益配当金の一部について、平成 16 年 3 月期から平成 18 年 3 月期の各事業年度（以下「本件各事業年度」という。）に係る法人税の益金並びに平成 17 年 3 月課税期間及び平成 18 年 3 月課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税の資産の譲渡等の対価の額に含めずに確定申告をした。それに対し、N 税務署長が、上記劣後受益権の収益配当金は、すべて法人税に係る益金及び消費税に係る資産の譲渡等の対価の額に含まれるとして、本件各事業年度の各法人税更正処分及び本件各課税期間の各消費税更正処分（以下「本件各更正処分」という。）並びにこれらに伴う過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）をしたことから、控訴人が、劣後受益権の取得については金融商品会計実務指針 105 項を適用あるいは類推適用すべきであり、また、本件各更正処分等には平等原則違反あるいは租税法律主義違反がある旨主張して、それらの取消しを求めたものである。

II. 争点

1. 原告が本件各劣後受益権の収益配当金の会計処理につき、金融商品会計実務指針 105 項の適用があるものとして、同項の「受取利息」に相当する「買入金銭債権利息額」と同項の「元本の回収」に相当する「買入金銭債権償還額」とに区分し、前者のみを収益に計上する処理を行ったことは適法な会計処理か³。
2. 平等原則違反の有無
3. 租税法律主義違反の有無

III. 前提事実（本件で争点とされている取引構造）

本件取引は、2つの方法で行われている。以下にこの2つを分けて説明する⁴。

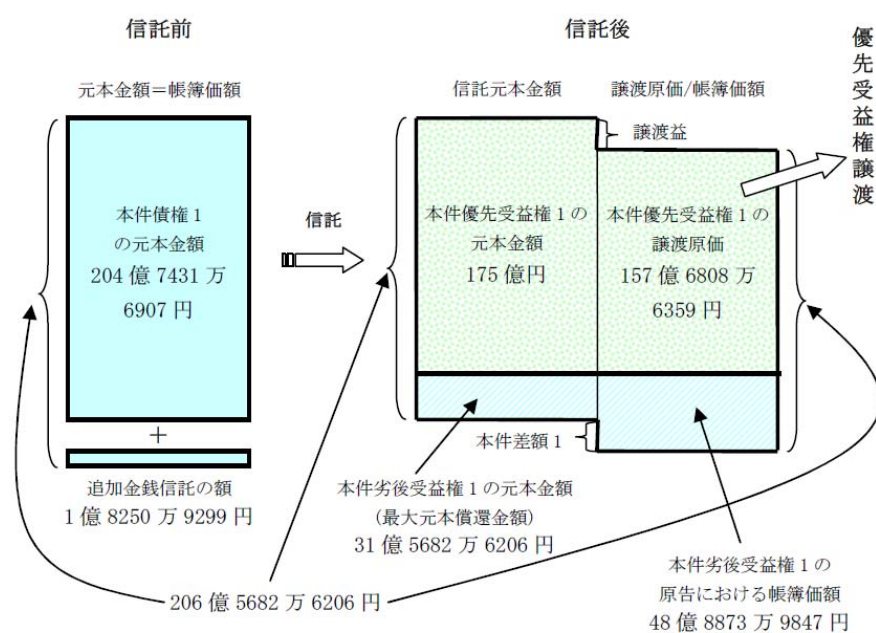
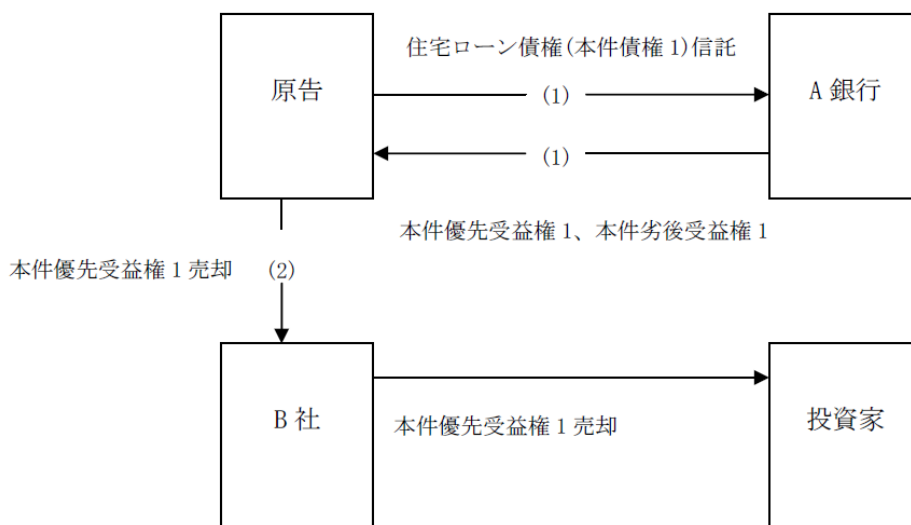
1. 第1取引

1. 原告と A 銀行は、住宅ローン債権に係る信託契約を締結し、原告は元本総額 204 億 7431 万 6907 円相当分の住宅ローン債権（本件債権 1）を A 銀行に対して信託譲渡した。原告は、これにより、元本金額 175 億円の優先受益権（本件優先受益権 1）及び元本金額 29 億 7431 万 6907 円の劣後受益権（本件劣後受益権 1）を取得した⁵。
2. 原告は、一時的な資金不足に対応するための準備金（リザーブ）として、1 億 8250 万 9299 円の金銭を A 銀行に対して追加信託し、追加信託金の分本件劣後受益権 1 の元本額が増額された。
3. 原告は、優先受益権の機関投資家への譲渡日（クロージング日）において、優先受益権を機関投資家である B 社に代金 175 億円で売却し、売却代金により、資金調達を行った。
4. クロージング日において原告は、以下の会計処理を行った。
 - (1) 金融商品会計実務指針 37 項に従い、本件優先受益権 1 の売却価額から本件優先受益権 1 の譲渡原価（後述(2)により算出された 157 億 6808 万 6359 円）を差し引いた額である、17 億 3191 万 3641 円を本件優先受益権の売却益として計上した。
 - (2) 本件優先受益権 1 の譲渡原価は、本件債権 1 の帳簿価額 204 億 7431 万 6907 円 ÷ 本件債権 1 の時価 227 億 2312 万 1479 円 × 本件優先受益権 1 の時価 174 億 9998 万 0265 円の計算式で求め、157 億 6808 万 6359 円と算出した。
 - (3) 原告は、本件劣後受益権 1 の帳簿価額を、本件債権 1 の帳簿価額 204 億 7431 万 6907 円から本件優先受益権 1 の譲渡原価 157 億 6808 万 6359 円を控除し、上記 2. の追加信託 1 億 8250 万 9299 円の額を加えた、48 億 8873 万 9847 円とした。
 - (4) 本件劣後受益権 1 の元本金額（最大の元本償還金額）は 31 億 5682 万 6206 円であり、結果として、本件劣後受益権 1 の帳簿価額と本件劣後受益権 1 の元本金額（最大の元本償還金額）との間に、17 億 3191 万 3641 円の差額（本件差額 1）が生じた。
5. 原告は、本件差額 1 について、金融商品会計実務指針 105 項に基づき会計処理し、本件劣後受益権 1 の収益配当金として受領した金銭のうち、（その時々の帳簿価額）×（信

用リスクも加味した劣後受益権の将来キャッシュ・フローに基づいて算出した実効利率)で計算される金額(「買入金銭債権利息額」)のみを「利息」と扱い、受取配当金から当該買入金銭債権利息額を控除した残額(「買入金銭債権償還額」)を「元本の回収」として取り扱い、後者は本件劣後受益権 1 の帳簿価額から減額する処理を行った。

6. 原告は、「買入金銭債権利息額」を法人税の益金に算入したが、「買入金銭債権償還額」は法人税の益金に算入しないで法人税の確定申告をしたところ、税務署長は「買入金銭債権償還額」も益金に算入すべきとして法人税の更正処分をした。

本件流動化取引 1



(図は出典は、ともに、一般社団法人流動化・証券化協議会税務・会計問題特別検討ワーキング・グループの著した「債権流動化における劣後受益権の会計・税務上の取扱い [中間報告]」⁶⁾)

2. 第 2 取引

1. 原告(固有勘定)は、有限責任中間法人 C 社に対し、額面 237 億 2274 万 543 円の住宅ローン債権(本件債権 2)を時価である 255 億 7732 万 8956 円で譲渡し、C 社から譲渡代金を受け取った⁷⁾。
2. C 社は、住宅ローン債権(本件債権 2)を原告(信託勘定)に対して信託譲渡し、本件優先受益権 2(元本 200 億円)、本件メザニン受益権(元本 10 億円)及び本件劣後受益権 2(元本 45 億 7732 万 8956 円)を取得した。
3. C 社は、原告(信託勘定)に対して 2 億 6238 万 9925 円の金銭を追加信託し、追加信託金の分本件劣後受益権 2 の元本額が増額された。
4. C 社は、クロージング日において、本件メザニン受益権及び本件劣後受益権 2 を原告(固有勘定)に対して譲渡し、原告(固有勘定)から譲渡代金を受け取った。5. クロージング日において原告は、以下の会計処理を行った。
 - (1) 1. の時点で、原告は住宅ローン債権(本件債権 2)を C 社に売却しているが、原告は 4. で本件メザニン受益権・本件劣後受益権 2 を C 社から購入している点を考慮し、その限度で譲渡益が実現していないとして、原告は、本件債権 2 の売却による譲渡益のうち、メザニン受益権・劣後受益権に係る部分を仮受金として取り扱った。
 - (2) 原告は、金融商品会計実務指針 37 項に従い、本件優先受益権 2 の元本金額 200 億円から本件優先受益権の譲渡原価(後述(3)により算出された 185 億 4981 万 8540 円)を差し引いた額である 14 億 5018 万 1460 円を本件優先受益権 2 の売却益として計上した。
 - (3) 本件優先受益権 2 の譲渡原価は、住宅ローン債権(本件債権 2)の帳簿価額 237 億 2274 万 543 円×本件優先受益権 2 に対応する住宅ローン債権(本件債権 2)の売却代金額 200 億円÷住宅ローン債権(本件債権 2)の売却代金額 255 億 7732 万 8956 円=185 億 4981 万 8540 円と算出した。
 - (4) 本件劣後受益権 2 の帳簿価額は、本件メザニン受益権の帳簿価額を 10 億円とした上で、本件債権 2 の帳簿価額 237 億 2274 万 543 円から本件優先受益権 2 に対応する譲渡原価(185 億 4981 万 8540 円)及び本件メザニン受益権 2 の帳簿価額 10 億円を控除した 41 億 7292 万 2003 円に、上記 3. の追加信託の額を加えた 44 億 3531 万 1928 円とした。
 - (5) 本件債権 2 元本金額(237 億 2274 万 543 円)及び追加金銭信託(2 億 6238 万 9925 円)の合計金額は 239 億 8513 万 0468 円である。これに対し、本件優先受益権 2 の元本金額 200 億円、本件メザニン受益権の元本金額 10 億円であることから、本件劣後受益権 2 の最大元本償還金額は 29 億 8513 万 0468 円であり、本件劣後受益権 2 の帳簿価額と

IV. 当事者の主張

原告

金融商品会計実務指針 105 項は、「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には、取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額（以下「取得差額」という。）について償却原価法に基づき処理を行う。この場合、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率（実効利率）に基づいて、債務者からの入金額を元本の回収と受取利息に区分する。」と規定するところ、その趣旨は、債権が元の所有者から新たな所有者に移転する時に、その債権から将来得られる金利収入を反映して取得価額と債権金額の差額（取得差額）が生じた場合に、取得差額について償却原価法に基づき処理を行うことで、経済活動の実態に照らして実質的に収益と評価できる範囲の利息のみを当該債権からの受取利息として収益に計上させることにあるから、同項にいう取得は、債権の売買等の典型的な場合に限られず、何らかの債権の移転が生じたことに伴い、当該債権の金利を反映して債権金額とは異なる取得価額が貸借対照表に計上された場合も、同項にいう取得に該当すると解すべき（下線は筆者記す。以下同じ）である。

本件においては、第三者に譲渡された本件各優先受益権の金利が市場水準の金利と同様とされたことにより市場水準を上回っていた分の金利が本件各劣後受益権の帳簿価額に反映された結果、本件各劣後受益権の帳簿価額と債権金額との間に差額が生じたのであるから、原告が本件各劣後受益権を保有するに至ったことは、金融商品会計実務指針 105 項にいう取得に該当する。

優先受益権が第三者に譲渡された場合、企業が自らが保有する劣後受益権につき、信託した金融資産の残存部分であると評価することを規定した金融商品会計実務指針 100 項(2)及び 291 項は、信託設定時点の劣後受益権の評価方法を定めたものに過ぎず、債権を取得した日の属する事業年度以降の配当の取扱いに関する会計処理を定めた金融商品会計実務指針 105 項の解釈とは無関係である。

被告

本件各劣後受益権は、金融商品会計実務指針 291 項により、新たな金融資産の購入としてではなく、信託した金融資産である本件各債権の残存部分と評価されるから、同指針 105 項の取得に該当しない。原告の主張するように、金融商品会計実務指針 291 項が同指針の「II 結論の背景」に属し、同指針 100 項(2)の背景事情の説明をした項であるとしても、同項が金融商品会計実務指針の一部を構成することには変わりはなく、また、同項が同指針 100 項(2)のみに対応する関係にあると解すべき理由はないから、金融商品会計実務指針 291 項が適用される場合には同指針 105 項は適用されない。

金融商品会計実務指針 105 項の趣旨は、債権の取得価額に債権の支払日までの金利が反映されることにより、債権の取得価額と債権金額との間に差額が生じる場合、その差額を

その支払日までの期間にわたって期間配分するものとして実効利率を定め、それにより算定した額をその債権の受取利息とすることが合理的と考えられるため、当該算定額が現実収受した利息の額よりも少ない場合にはその差額を債権の帳簿価額から減算し、逆の場合には、債権の帳簿価額に加算することにより、実効利率による利息の計算を会計処理に反映させるべく償却原価法に基づく処理を行うこととしたものと解される。

本件各劣後受益権の取得価額が債権金額を上回っている理由は、金融商品会計実務指針 37 項による本件各優先受益権の譲渡原価額の算定においては、譲渡価額に本件各債権の時価に占める本件各優先受益権の時価の割合を乗じる計算がなされているのに対し、本件各劣後受益権の帳簿価額の算定においては、本件各債権全体の帳簿価額から本件各優先受益権の譲渡原価額を差し引くという計算をせざるを得なかったためである。このように、本件各劣後受益権の帳簿価額が債権金額を上回っているのは、帳簿処理の技術的な理由に基づくもので、本件各劣後受益権の支払日までの金利を反映して定められた金額でないことはもちろん、それらの客観的な価値を反映した金額でもないから、本件に金融商品会計実務指針 105 項は適用されない。

実務指針の上位規範である平成 14 年改正前商法 285 条の 4 等の規定が、金銭債権の評価は債権金額により評価することを原則とし、償却原価法を適用し増額又は減額をすることができるのは、当該債権を「買入レタルトキ」に限定していることからすれば、金融商品会計実務指針 105 項の取得とは他の者からの取得を意味すると解すべきである。

V. 裁判所の判断の要旨（争点 1 のみ記載）

第一審

「金融商品会計実務指針 100 項(2)ただし書き及びこの背景事情について説明した 291 項によれば、本件の原告のように、自ら保有する住宅ローン債権という金融資産を信託すると共に、その信託受益権を優先と劣後に分割し、その劣後受益権を自らが保有して、優先受益権を第三者に譲渡する場合においては、原告の保有する劣後受益権は、新たな金融資産の取得としてではなく、信託した金融資産である住宅ローン債権の残存部分として評価する必要があるとしているのであって、これによれば、原告が信託契約によって保有するに至った本件各劣後受益権は、金融商品会計実務指針 105 項にいう『債権を取得した場合』には該当しないと解すべきことになる。」

「金融商品会計実務指針 105 項は、債権の支払日が将来の期日であることから、その間の金利を反映して債権の元本金額よりも高い金額（あるいは低い金額）で取得した場合には、その差額をその支払日までの期間にわたって期間配分するものとして上記のように実効利率を定め、それに基づいて算定された額をその債権の受取利息とすることが合理的であると考えられるため、その考え方を採用した上で、その方法で算定された受取利息額が、実際に受領した利息額より多ければその差額分を債権の帳簿価額に加算し、少なければその差額分を債権の帳簿価額から減算することによって、実効利率による

利息の計算を会計処理に反映させるように償却原価法による処理を行うこととしたものであると解される。

しかるに、本件劣後受益権 1 の帳簿価額は、本件優先受益権 1 と本件劣後受益権 1 を合わせた信託受益権全体と信託債権である本件債権 1 が対応する関係にあることから、本件債権 1 の帳簿価額から本件優先受益権 1 の帳簿価額（譲渡原価額）を差し引いた金額として計上されるところ、本件優先受益権 1 の帳簿価額（譲渡原価額）については、本件債権 1 全体の時価を算定して各受益権の時価の割合に応じて算出しているのに対し、本件劣後受益権 1 の帳簿価額の算定においては、本件債権 1 の帳簿価額から、上記のとおり時価評価を前提として各受益権に按分計算された本件優先受益権 1 の帳簿価額（譲渡原価額）を差し引くという計算をすることになるために、その帳簿価額と債権価額の間に帳簿処理という技術的な理由によって差異が生じざるを得ないことになる。そして、本件劣後受益権 2 の帳簿価額もまた、本件債権 2 の帳簿価額から本件優先受益権 2 の帳簿価額（譲渡原価額）及び本件メザニン受益権の帳簿価額を計算上差し引いて算出したものであって、本件劣後受益権 1 について上に述べたことが当てはまるものである。

そうすると、本件各劣後受益権の帳簿価額と債権金額の差額は、帳簿処理に伴う技術的な理由によって計上されたものにすぎず、各受益権の支払日までの金利を反映して定められた金額ではなく、また、その帳簿価額は、各受益権の客観的な価値を把握した金額ではないから、本件各劣後受益権については、およそ金融商品会計実務指針 105 項が、「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合」に、期間配分による償却原価法に基づく処理をさせることとした前提を欠くものであることは明らかである。」

「原告が本件各劣後受益権の収益配当金の会計処理につき、金融商品会計実務指針 105 項の適用があるものとして、同項の「受取利息」に相当する「買入金銭債権利息額」と同項の「元本の回収」に相当する「買入金銭債権償還額」とに区分し、前者のみを収益に計上する処理を行ったことは適法な会計処理とはいえないものと解される。」

控訴審

「一般に、金融商品会計実務指針 105 項の要件に該当する場合において、その債権の取得価額と債権金額の差額について同項所定の償却原価法により会計処理することは、法人税法 22 条 4 項にいう『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に従った適法な処理であると解され、この点については当事者間に争いが無い。したがって、金融商品会計実務指針 105 項が、本件各劣後受益権について適用されるかを検討し、適用があるとするなら、これに従った会計処理は、法人税法 22 条 4 項にいう『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に従った適法な処理であることになり、仮に、適用がないとした場合においては、これを類推適用して、本件各劣後受益権について、金融商品会計実務指針 105 項と同様の会計処理を行ったことが、一般に公正妥当と認められる会計処

理であったかを検討することとなる。

そこで、まず、本件各劣後受益権について、金融商品会計実務指針 105 項の適用があるかについて検討する。

金融商品会計実務指針 105 項は、『債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合』に、取得価額と債権金額との差額について償却原価法に基づき処理を行うと定めている。控訴人が、本件信託契約によって受託者に譲渡した住宅ローン債権を、受託者において、優先と劣後の 2 つの信託受益権に分け、控訴人がその劣後受益権を保有するに至った場合（括弧内省略）、信託受益権の評価方法について定めた金融商品会計実務指針 100 項(2)は、『信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合には、信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）の取得又は信託からの有価証券（債券、株式等）の購入とみなして取り扱う。』としつつ、ただし書きにおいて、『ただし、企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。』と定めている。そして、ただし書きの背景事情について説明した金融商品会計実務指針 291 項は、『企業が自ら保有する金融資産を信託するとともに、信託受益権を優先と劣後に分割し、その劣後受益権を自らが保有して優先受益権を第三者に譲渡する場合、（中略）自らが保有する劣後受益権は、新たな金融資産の購入としてではなく、信託した金融資産の残存部分として評価する必要がある。』としている。

すなわち、金融商品会計実務指針 100 項(2)ただし書き及びこの背景事情について説明した 291 項によれば、本件の控訴人のように、自ら保有する住宅ローン債権という金融資産を信託するとともに、その信託受益権を優先と劣後に分割し、本件各劣後受益権を自らが保有して、本件各優先受益権を第三者に譲渡する場合においては、控訴人の保有する本件各劣後受益権は、新たな金融資産を購入して取得したものではなく、信託した金融資産である住宅ローン債権の残存部分として評価する必要があるとしているのであって、これによれば、控訴人が本件信託契約によって保有するに至った本件各劣後受益権は、第三者からの購入を想定している金融商品会計実務指針 105 項にいう『債権を取得した場合』には該当しないと解すべきことになる。

したがって、本件各劣後受益権について、金融商品会計実務指針 105 項は、類推適用の是非は別として、これをそのまま適用することを想定した規定ではないと解すべきことになる。」

「ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものと考えられる。もつとも、法人税法 22 条 4 項は、現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所

得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたものと解されるから、右の権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないとするのは相当ではなく、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も右会計処理を正当なものとして是認すべきであると解される（最高裁判所平成 5 年 11 月 25 日第一小法廷判決民集 47 卷 9 号 5278 頁）。

「金融商品会計実務指針 105 項は、債権の支払日が将来の期日であることから、その間の金利を反映して債権の元本金額よりも高い金額（あるいは低い金額）で取得した場合には、その差額をその支払日までの期間にわたって期間配分するものとして、上記のように割引率（実効利子率）を定め、それに基づいて算定された額をその債権の受取利息とすることが合理的であることから、その方法で算定された受取利息額が、実際に受領した利息額より多いあるいは少ない場合は、その差額分を債権の帳簿価額に加算あるいは減算させてことによって、割引率（実効利子率）による利息の計算を会計処理に反映させるように償却原価法による処理を行うこととしたものであると解される。

本件債権 1 についてみれば、控訴人は、元本総額 204 億 7431 万 6907 円相当分の住宅ローン債権を住友信託銀行に信託譲渡し、これと引き替えに、元本金額 175 億円の本件優先受益権 1 及び元本金額 29 億 7431 万 6907 円の本件劣後受益権 1 を受領し、本件優先受益権 1 を大和証券 S M B C に対して元本金額と同額の 175 億円で売却していることが認められる。そしてまた、控訴人は、金融商品会計実務指針 37 項の規定に従い、本件債権 1 の消滅直前の帳簿価額 204 億 7431 万 6907 円に消滅した金融資産である本件優先受益権 1 の時価 174 億 9998 万 0265 円を乗じ、本件債権 1 の時価 227 億 2312 万 1479 円で除した額である 157 億 6808 万 6359 円を譲渡原価として、譲渡金額 175 億円から前記譲渡原価を差し引いた 17 億 3191 万 3641 円を譲渡益として計上し、本件劣後受益権 1 の帳簿価額を、本件債権 1 の帳簿価額 204 億 7431 万 6907 円から本件優先受益権 1 の譲渡原価を差し引いた額に追加信託の額を加えた 48 億 8873 万 9847 円としたものであることが認められる。

さらに、本件信託契約上、本件債権 1 の利息その他信託財産から生じる収益を信託の収益として、本件優先受益権 1 及び本件劣後受益権 1 に関する元本の償還は、信託受託者により受領されたすべての元本回収金の額から行われ、収益の配当は、信託受託者により受領されたすべての利息回収金の額から行われるものとされ、本件劣後受益権 1 に対する収益の配当は、本件債権 1 の利息その他の信託財産から生じる信託の収益から、公租公課、信託報酬等の期中運営コストを差し引いた上、本件優先受益権 1 に対する収益の配当が支払われた後に残余の収益がある場合に行われるという内容となっているこ

とが認められる。

そして、収益の配当は、本件優先受益権 1 については、ベースレートに年率 0.48 パーセント或いは年率 0.70 パーセントを加えた年率及び年率 1.78 パーセントを予定収益配当率としているところ、控訴人の本件各事業年度の収益配当率は、おおむね 5 ないし 10 パーセントであり、その収益配当金は、本件優先受益権 1 の収益配当金を上回る金額となっている。したがって、本件劣後受益権 1 の元本金額と帳簿価額の差額部分は、住宅ローン債権である本件債権 1 が、高金利となっていて、その利息部分が本件劣後受益権 1 に帰属したことから生じる差異の部分が含まれているといえ、このことは、本件劣後受益権 2 においても同様である。

そうすると、以上を総合して、本件各劣後受益権については、経済的な実態として金融商品会計実務指針 105 項の「金利を反映して」債権金額と異なる価額で債権を保有しているということができ、また、この点において同項と類似した利益状況となっているということができると解される。」

「本件各劣後受益権の内容は、控訴人が保有していた住宅ローン債権とは、元本の償還の時期、利息の利率などを異にし、信託受益権を優先受益権、劣後受益権と質的に異なるものとして分割され、その劣後受益権を保有するに至ったもので、住宅ローン債権の単純な残存部分とはいえないから、住宅ローン債権とは異なる内容の債権を保有するに至ったといえるのであって、この状況は、「債権を取得した」という利益状況に類似しているということができると解される。」

「本件各劣後受益権の元本の償還は、信託受託者により受領された元本回収金から行われ、本件差額が元本として償還されることはないから、本件各劣後受益権の収益配当金を各事業年度の『受取利息』としてその全額を収益として計上すると、取引終了時すなわち信託終了時の事業年度において、本件差額は、損失として計上されることとなる。

以上の状況を前提に、控訴人が、信託終了時の事業年度において、財産の減少がないにもかかわらず、本件差額の部分を損失として計上することは、経済的な実態と齟齬すると判断して、そのような事態を回避するため、金融商品会計実務指針 105 項と同様の会計処理をすることを選択し、本件各劣後受益権の収益配当金につき、同様の会計処理することは、前記の利益状況の類似性を併せ考えると、取引の経済的な実態からみても合理性を否定されるものとはいえないと解すべきである。」

VI. 検討

ここで検討すべきは、法人税法 22 条 4 項の意義と金融商品実務会計指針 105 項と 291 項の関係である。もっとも本事案は、通常この種の事案において議論される、企業側の採用した会計基準が法人税法上「一般に公正妥当と認められる会計処理」に該当しないという主張はなされていない。しかし念のため、まずこの法人税法 22 条 4 項の意義について確認する。

1. 法人税法 22 条 4 項の意義

法人税法 22 条 4 項は、同条 2 項 3 項に掲げる額につき「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」と規定する。この「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（以下「税会計処理基準」という。）」が何を指すかであるが、この制定経緯に照らせば、現行法下では訓示的・確認的規定でしかない⁸。

すなわち、税会計処理基準の規定制定の趣旨として、前記のように、企業が会計処理において用いている基準ないし慣行のうち、一般に公正妥当と認められないもののみを税法で認めないこととし、原則としては企業の会計処理を認めるという基本方針を示したものとされているが、実はもう一つ制定理由がある。すなわち税会計処理基準の規定制定当時の昭和 42 年においては、昭和 49 年の旧商法 32 条 2 項の斟酌規定制定前であるから、法人税法がその計算構造に公正会計基準等の会計処理の基準を取り込む為の規定が何もなかったために、これを目的として制定されたという経緯があった。すなわちそれは、確定決算主義により会社法会計の結果を基に申告調整をして法人税計算をする構造は確立されていながらも、会社法の側では未だ斟酌規定がなかった為、会計処理の基準と法人税計算を結びつけるものが何もなかったからであって⁹、税会計処理基準の規定を制定することにより、会計基準を法人税法の計算に結びつけることを可能にするためであった。従って会社法における斟酌規定制定後は、税会計基準の規定は単なる訓示的・確認的規定になったと考えるしかないのである。

確定決算主義の下では、会社法会計に是認され確定決算に反映されたものだけが法人税の計算にも反映されることになっているのであって、法人税法の計算においては公正会計基準等に直接従っている訳ではない。会社法会計において、斟酌規定設定前ならば会計慣行を事実たる慣習または慣習法として法の欠缺を補って、斟酌規定設定後は公正なる会計慣行を斟酌して、会社法成立後は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算していることになる。ならば、会社法会計に是認され確定決算に反映されたものだけが法人税の計算にも反映されることになっている。従って、法人税法は、企業所得の計算については、「まず基底に企業会計があり、その上にそれを基礎として会社法の会計規定があり、さらにその上に租税会計がある、と言う意味での「会計の三重構造」を前提としている¹⁰」のであるから、税会計処理基準たる「公正妥当な会計処理の基準」とは、公正会計基準等と異なり、会社法や金融商品取引法等の前段階の法令による会計基準等を包含した概念と言え、前段階の法令が参照している公正会計基準と異なる概念となる。

そしてこの規定の制定趣旨が、原則としては企業の会計処理を認めるという基本方針を示したものであることからすれば、法人税法の目的による制約を加えるべきではないという事になる。この規定制定の趣旨に逆行するのみならず、税法の目的からという点での解釈権が課税庁にあるとすれば、別段の定めを課税庁が自由に設定できるのと同じ結果になるからである。

そして法人税法 22 条 2 項に「益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除

き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額」として4項に「第2項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される」というのであるから、この22条2項の資産の販売等に該当するか否かが一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるのである。なにより22条4項においては「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」とされているが、税法固有の要素が入るならば、「一般に」の文言が付されることはなかったはずなのである。立法経緯からは、訓示的・確認的規定又は「原則としては企業の会計処理を認めるという基本方針を示したもの」とされている以上、なんら積極的な意味を持つべきではないことから、このように解すべきであろう。

2. 金融商品実務会計指針 105 項と 291 項の関係

第一審においては、金融商品会計実務指針 291 号により、「自ら保有する住宅ローン債権という金融資産を信託すると共に、その信託受益権を優先と劣後に分割し、その劣後受益権を自らが保有して、優先受益権を第三者に譲渡する場合においては、原告の保有する劣後受益権は、新たな金融資産の取得としてではなく、信託した金融資産である住宅ローン債権の残存部分として評価する必要がある」として「原告が信託契約によって保有するに至った本件各劣後受益権は、金融商品会計実務指針 105 項にいう「債権を取得した場合」には該当しない」と判示する。そして、金融商品会計実務指針 105 号はあくまでも差権の取得価額が時価と異なる場合の償却原価法の採用を定めただけであり、そして本件各劣後受益権の帳簿価額と債権金額の差額は、帳簿処理に伴う技術的な理由によって計上されたものにすぎないとして、「各受益権の支払日までの金利を反映して定められた金額ではなく、また、その帳簿価額は、各受益権の客観的な価値を把握した金額ではないから、本件各劣後受益権については、およそ金融商品会計実務指針 105 項が、「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合」に、期間配分による償却原価法に基づく処理をさせることとした前提を欠くもの」であるからこの償却原価法を定めた 105 号の適用はないという。

一方控訴審は、取引実態から「本件各劣後受益権については、経済的な実態として金融商品会計実務指針 105 項の「金利を反映して」債権金額と異なる価額で債権を保有しているということができ、また、この点において同項と類似した利益状況となっているということができると解される」と判示する。

そして「本件各劣後受益権の元本の償還は、信託受託者により受領された元本回収金から行われ、本件差額が元本として償還されることはないから、本件各劣後受益権の収益配当金を各事業年度の「受取利息」としてその全額を収益として計上すると、取引終了時すなわち信託終了時の事業年度において、本件差額は、損失として計上されることとなる。以上の状況を前提に、控訴人が、信託終了時の事業年度において、財産の減少がないにも

かかわらず、本件差額の部分を損失として計上することは、経済的実態と齟齬すると判断して、そのような事態を回避するため、金融商品会計実務指針 105 項と同様の会計処理を選択し、本件各劣後受益権の収益配当金につき、同様の会計処理することは、前記の利益状況の類似性を併せ考えると、取引の経済的実態からみでの合理性を否定されるものとはいえないと解すべきである」と判示し、この金融商品会計実務指針 105 項の適用を肯定する。

私見も同意見である。なにより規定の構造からは、金融商品に対する実務指針の部分は 210 項までであり、211 項以降は「結論の背景」である。この 211 項を 105 項と同列に解して解釈する事は誤っているものと思われる。控訴審が認定したように、経済実態から取得と同視すべき状況にある以上、この 105 項にある「債権を取得した場合」について、これを狭く解する必要はないものと思われる。よって控訴審の結論に賛成である。

なお、本判決の意義は、大竹貿易最高裁判決で示された一般的法命題の前段部分、即ち原則企業会計を尊重するという部分により、不合理でない以上その会計処理を尊重するという判示を下している点にある。もっともこの部分が、厳密に言えば判例（レイシオ・デシデンダイ）となるか疑問の部分もあるが、この考え方は判例からのみならず、法人税法第 22 条第 4 項に対する法解釈から導き出されるものであるから、判例法であることからのみ適用したという訳ではないのであるから、問題はないものと思われる。

とはいえ、問題は、この判決もまた、法人税法第 22 条 4 項と会計基準・会計慣行との直接的結びつきを承認した上でなされている。三重構造であることを明示した上で、金融商品に対する実務指針が金融商品取引法上、そして会社法上合法であることから、法人税法第 22 条第 4 項として正当である旨を判示すべきであったと思われる。

¹ LEX/DB25505487

² 税務訴訟資料 第 262 号-238 (順号 12088)、LEXDB25497786、tains Z 262-12088。

³ 判決には争点としてこの 3 つが挙げられている。しかし本稿はこの争点 1 のみ検討する。また判決においては「適法な会計処理か」とあるが、この会社法上、金融商品取引法上は適法な会計処理であるから、あくまでも法人税法上の適法、即ち法人税法 22 条 4 項に定める「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に該当するか否かが争点であることを念のため付言しておく。

⁴ この取引は、以下によった。一般社団法人流動化・証券化協議会税務・会計問題特別検討ワーキング・グループ「債権流動化における劣後受益権の会計・税務上の取扱い [中間報告]」—平成 22 年東京地裁 法人税更正処分取消等請求事件を踏まえて—

www.sfj.gr.jp/report/data/130214.pdf

⁵ 平成 15 年 2 月の取引である。

⁶ 前掲注(4)

⁷ 平成 16 年 7 月の取引である。

⁸ 田中久夫『商法と税法の接点』財経詳報社 1989 年 11 頁。

⁹ 斟酌規定の制定により、公正処理基準の役割を終えたとするものに、武田隆二『法人税法精説 (平成 15 年版)』森山書店、2003 年 43 頁。

¹⁰ 金子宏『租税法 (第 19 版)』2014 年弘文堂 305-306 頁